

望ましい教育環境の整備について

平成30年8月
池田町教育委員会

I 経過及び現状

1 これまでの経過

- ①平成18年3月、池田町教育委員会では、今後の児童生徒の減少による様々な教育課題及び学校施設の老朽化に伴う課題克服のため、「池田町義務教育に関わる環境整備の指針」(以下、「現行指針」という。)を策定しました。……資料1
- ②現行指針の策定段階から高島中学校の統合に関してPTA等との協議が行われ、平成21年度に平成24年3月末の閉校、池田中学校(中学校改築の時期)への統合が決定しました。
- ③利別小学校については、少子化に伴う学校のあり方に関する議論を踏まえ、平成24年度から保護者等が参加した「教育行政懇談会」などの場において、複式学級編制を見越した「平成30年度の池田小学校との統合」に向けた協議が開始されましたが、平成27年度時点で複式学級が解消される見込みとなったことから、統合の提案は取り下げ2校のあり方については継続協議として現在に至っています。

2 小学校児童数の現状及び今後の推移 ……資料2

- ①現行指針策定時の想定では、平成23年度までに池田小学校は11学級から9学級、高島小学校は複式3学級で児童数は20人程度、利別小学校は児童数が徐々に減少しながらも6学級を維持するとの推計でした。
- ②しかし、町内の児童数は現行指針策定時の推計より減少が進み、平成30年度で平成18年度と比較し約48%の減少、さらに今後6ヶ年間では小学校3校の児童数を合わせてもクラス替が可能な2学級編制の学年の出現は難しいことが予想されます。

<H18(455人) →H36(193人) 児童数 58%減>

⑦池田小学校

児童数の減少が想定以上に進展したことにより、平成23年度から各学年単式の6学級となり、平成30年度時点では現行指針策定時から約47%の児童数が減少しています。

今後6ヶ年間で6学級は維持できるものの、1学級平均の児童数は総じて20人程度となる見込みです。<H18(287人) →H36(123人) 児童数 57%減>

⑧高島小学校

平成30年度までは複式3学級で児童数20人をやや下回る状況ですが、平成31年度からは児童数が減少し児童が在籍しない学年が出現するとともに、教員配置が1人減(支援学級を含めると2人減)となるほか、平成32年度からは事務職員の未配置、平成36年度には児童が在籍しない学年が2個学年になり、教頭及び養護教諭が未配置となる見込みです。

<H18(19人) →H36(9人)児童数 53%減>

⑨利別小学校

小学校のうちで最も児童数の減少率が大きく、平成30年度時点では現行指針策定時から約56%の児童数が減少し、平成30年度からは複式学級が編制されています。

今後6ヶ年間で数名の児童の転出等によっては、複式学級編制の学年が継続する可能性もあり、単式6学級であっても1学級平均の児童数は総じて10人程度となる見込みです。

<H18(149人) →H36(61人)児童数 59%減>

II これからの社会で求められる力

- 児童数の減少が進展する一方、社会の情勢は知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった変化は、将来、どのような職業等を選択するかにかかわらず、すべての子どもたちの生き方に影響するものとなっています。

こうした将来展望を踏まえ、中央教育審議会では、「これからの社会で求められる力」を次のとおり示しています。

* 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」から抜粋

2030年とその先の社会の在り方を見据えながら、学校教育を通じて子どもたちに育てたい姿を描くとすれば、以下のような在り方が考えられる。

- 社会的・職業的に自立した人間として、我が国や郷土が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし人生を切り拓ひらいていくことができること。
- 対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えとともに、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりを持って多様な人々と協働したりしていくことができること。
- 変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題発見・解決につなげていくことができること。

III 望ましい教育環境の整備

「これからの社会で求められる力」を育てる教育環境の整備に向けて、現行指針は策定から10年以上を経過し、かつ、児童数は当時の推計より減少傾向が著しいことから廃止することとし、次の視点に立った検討を行い「望ましい教育環境の整備方針」を策定します。

「望ましい教育環境の整備方針」(案)は、後述の「IV 望ましい教育環境整備に向けた学校統合の検討」で示します。

□ 視点1 教育活動に効果的な学級規模

- ① 小学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童の実数により、教育活動の展開の可能性や児童への影響は大きく異なります。
- ② このため、効果的な教育活動を展開するための学級規模については、今後の1学級当たりの児童数や学校全体の児童数、将来推計などを総合的に見極め、その上で、少人数の学年単学級及び複式学級については、教科指導や生活指導等の観点から、次の課題を考慮した学級規模を検討することが重要です。

視点1-1 学級規模の検証(学年単学級の課題)

単学級といっても、学級の児童数が10人にも満たない場合から40人の場合まで様々ですが、一般的に学級規模が小さい場合のメリットとして、

- ① 一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導がしやすい

②意見や感想を発表できる機会が多くなる
③様々な活動において、一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる
④異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができるなどが考えられますが、その一方で、学級における児童数が10人程度まで極端に少なくなった場合、次の事項が学校運営上の課題として顕在化することが指摘されています。

- ⑦運動会・学習発表会・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果の低下
- ①学級内での男女比の偏り
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習への制約
- ⑨班活動やグループ分けへの制約
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題への制約
- ⑪教科等が得意な子どもによる学級全体への影響
- ⑫児童から多様な発言が引き出しにくいことによる授業展開への制約
- ⑬教員と児童との心理的距離の近さ

視点1-2 学級規模の検証(複式学級の課題)

複式学級については、直接指導と間接指導を組み合わせ、教員が一つの学級の中で複数学年を行き来しながら指導する間、児童が相互に学び合う活動を充実させることも考えられますが、次のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ⑦教員に求められる特別な指導技術
- ①複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うことによる教員負担の増加
- ②単式学級の学校への転出時に未習事項が生じるおそれ
- ③実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動への制約
- ④兄弟姉妹が同じ学級になることによる指導上の制約

視点1-3 学校運営上の課題が児童に与える影響

視点1-1及び視点1-2のような学級規模が小さいことや複式学級による学校運営上の課題が生じた場合、児童には次のような影響を与えることが懸念されます。

- ①集団の中での自己主張や他者を尊重する経験が希薄になる可能性があり、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ②児童の人間関係や相互の評価の固定化
- ③協働的な学びの実現の難しさ
- ④切磋琢磨する環境の中での意欲や成長が引き出されにくい
- ⑤教員への依存度が強まる可能性
- ⑥進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性
- ⑦多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることの難しさ
- ⑧多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことの難しさ

* 「これからの社会で求められる力」と視点1-1～視点1-3の関係 ……資料3

視点1-4 望ましい学級規模

- ①教員と児童、又は児童同士のコミュニケーションを図る機会が多く確保されることや、効果的な集団学習の展開、集団的活動や行事で教育効果が高まるような望ましい学級規模を考えることが必要です。

- ②そうした規模の学級の中で、単に教科等の知識や技能を習得するだけでなく、児童同士が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であり、そのためには、一定規模の児童集団を確保することが必要です。
- ③「これからの社会で求められる力」の育成に向け、今後の児童数の推移を踏まえ、望ましい学級規模を確保するため、町内の小学校3校を1校に統合し、各学年一定規模の学級とすることが適当と考えます。

* 出典：文部科学省教育委員会月報(H22.9) 巻頭論文『学級編制基準引下げの課題と中教審「提言」の意義』 小川 正人(東京大学名誉教授、中央教育審議会委員)

- 学力向上等の教科指導面では、著しい教育効果を生み出すことのできる教科指導集団は15～20人前後である。
- しかし、学級(生活集団)を基盤に生徒指導と教科指導を一体的に取り組む日本の学校では、学級規模を30～35人学級に改善(縮小)することで生徒指導上の問題の改善とともに、一定の学力向上にも成果があることが見出されている。
- 児童生徒の学校生活の場である学級の「質」を高めることで、生徒指導面でも教科指導面でも一定の改善を可能とすることができる。

□ 視点2 児童にとっての環境変化への対応

- ①学校が統合したことにより、児童の学習環境や生活環境、教職員との関係性が大きく変化するため、新たな生活に戸惑いを生じることのないよう、十分に配慮することが必要です。
- ⑦学校行事等において、統合予定校の児童同士の交流を行う。
 - ⑧PTA 活動の相互交流を行う。
 - ⑨統合前から在籍している教員を統合後の学校にも一定数配置するとともに、担任等の決定について配慮する。
 - ⑩学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針・基準等について統合対象学校間で十分調整する。
 - ⑪児童や保護者の不安や悩みを把握するアンケートを一定期間実施する。
- ②支援学級に在籍する児童については、「個別の支援計画」等を確実に引き継ぐことはもとより、次のような取組も含めた配慮が必要です。
- ⑫統合先の学校に、事前に教員が保護者や児童とともに学校訪問を行う。
 - ⑬環境の変化への対応に困難のある児童については、新たな学校生活への円滑な移行のための支援計画等を立てる。
 - ⑭統合前の担任が継続的に担任を務められるような校内人事上の配慮を行う。
 - ⑮統合前後で担任が替わらざるを得ない場合には、直接の打合わせの場や支援会議を設けるなど、担任間の引き継ぎを綿密に行う。

視点2-1 通学条件

- ①望ましい教育環境の整備に向けて学校統合を行った場合、児童の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性があるため、児童の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。
- ②通学条件は、児童の実際の通学の状況を見た場合、スクールバスの活用と合わせ、通学に

要する時間に配慮することが大切です。

- ⑦国が通学時間の観点から市町村の通学条件の基準を調査した結果、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では、概ね1時間以内と設定している例が多いことが明らかになっています。
- ⑧また、過去の統合事例を分析したところ、統合後の最遠方からの通学時間は10分未満から75分までと幅広いものの、9割以上が1時間以内となっています。
- ⑨先行事例等を斟酌しながらも、適切な交通手段が確保でき、かつ、遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことを前提として、児童の負担に配慮し、通学時間は現行指針で示している学校区を変更した場合でも50分以内を目安とすることが適当と考えますが、通学時間を緩和する方策についても検討が必要です。

□ 視点3 地域の拠点機能の継承

- 学校は、児童生徒の教育の施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有しており、防災や地域交流の場など様々な機能を併せ持っています。
- 望ましい教育環境の整備に向けて学校が統合されたことに伴い、通学区域が拡大することや一部の地域から学校がなくなることにより、統合先の学校と地域との関係が希薄化することが懸念されます。
- このため、次のような「学校に関わる地域が広がる」をメリットにして最大限生かす取組を工夫することが必要です。
 - ①コミュニティ・スクールの取組の充実を図り「地域とともにある学校づくり」を目指す。
 - ②地域の教育資源を教育活動に有効に活用する。
 - ③地域の行事と連携した年間計画を作成する。
 - ④地域の意見を聞きながら、統合された学校の校舎等の有効活用を検討する。

□ 視点4 望ましい教育環境整備に向けた学校統合の合意形成

- 学校は児童生徒の教育のために設置されている施設であり、児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきですが、地域の方々にとっての学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災や交流の場など様々な機能を有しており、学校づくりがまちづくりと密接にかかわることも多くなっています。
- 今日、「地域とともにある学校づくり」が求められていることを踏まえれば、望ましい教育環境の整備を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域の方々、地域の学校支援組織と教育上の課題や地域の将来を担う子ども像を共有し、十分な理解・協力を得て進めていくことが重要です。

IV 望ましい教育環境整備に向けた学校統合の検討

学校統合を検討するに当たっては、前述の「Ⅲ 望ましい教育環境の整備」を踏まえた「望ましい教育環境の整備方針」を定め、関係者等との協議を進めます。……資料4

なお、統合の時期等については、次のとおりとします。

- ①学校の統合先は、施設面から池田小学校が適当と考えます。
- ②利別小学校については、今後、児童数が1学級平均10人程度で推移する見込みであることや複式学級の出現の可能性も否めないことに鑑み、できる限り早期に一定規模の学級が確保できるよう、協議に要する時間等を勘案し、平成33年度末(H34年3月)を目途とした学校統合

に向けた協議を行います。

- ③高島小学校については、児童数の減少(教員数の減)を見極めるとともに、池田小学校までの通学時間を勘案しつつ、平成35年度末(H36年3月)を目途とした学校統合に向けた協議を行います。
- ④地域の実情や児童数等の状況変化が生じた場合、或いは、通学時間の緩和策が講じられるような場合にあつては、学校統合の協議を進める中で目途とする年度について検討します。
- ⑤町内小学校3校の統合の方向性が見通せた段階で、既存施設の活用も含め、小学校課程から中学校課程まで一つの学校で一貫して行う「義務教育学校」について検討します。

V 学校統合による効果

過去の統合事例からは、次のような効果が報告されています。

児童への直接的効果	指導体制・指導方法、環境整備等への効果
<ol style="list-style-type: none">①良い意味で競い合いが生まれ、向上心が高まった。②以前よりたくましくなり、教員への依存度が減った。③社会性やコミュニケーション能力が高まった。④切磋琢磨する環境の中で、学力や学習意欲が向上した。⑤友人が増えた、男女比の偏りが少なくなった。⑥多様な意見に触れる機会が増えた。⑦異年齢交流が増えた、集団遊びが成立するようになった、休憩時間や放課後での外遊びが増えた。⑧学校が楽しいと答える子どもが増えた。⑨進学に伴うギャップが緩和された。⑩多様な進路が意識されるようになった。	<ol style="list-style-type: none">①より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった。②校内研修が活性化した、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まった。③グループ学習や班活動が活性化した、授業で多様な意見を引き出せるようになった。④音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学習発表会などが充実した。⑤施設設備が改善され教育活動が展開しやすくなった、教材教具が量的に充実した。⑥校務の効率化が進んだ、教育予算の効率的活用が進んだ。⑦保護者同士の交流関係が広がった、PTA活動が活性化した、学校と地域との連携協働関係が強化された。

* 統合に伴うデメリットとしては、視点2及び視点3に掲げている「児童の学習環境、生活環境等の変化への適応」、「通学時間の延長」、「学校と地域との関係の希薄化」などが挙げられます。

VI スケジュール(想定)

- 平成30年 8月 「望ましい教育環境の整備方針」(案)教育委員会審議
- 平成30年10月 「望ましい教育環境の整備方針」に関する意見を聞く会」開催
- 平成30年10月 文教厚生常任委員会所管事務調査
- 平成30年11月 小学校3校 PTA 役員への説明
- 平成30年12月 小学校3校及び未就学児の保護者説明
- 平成31年 1月 保護者(未就学児の保護者を含む。)へのアンケート調査
- 平成31年 2月 保護者・地域への説明及び意見交換会
- 平成31年度中 「望ましい教育環境の整備方針」教育委員会決定
〈学校統合の方向性の確定〉

Ⅶ 参 考

○ 施設の維持管理・運営

1 維持管理

池田小学校を除く2校については、既に建物の耐用年数を経過しています。

現状のまま3校を維持していく場合、改築はもとより、施設設備を維持するための改修や施設の長寿命化を図る大規模改修等に相当額の経費を要することが見込まれます。

- ①池田小学校(建築年度 S55年、耐用年数47年、経過年数38年)
- ②高島小学校(建築年度 S52年、耐用年数34年、経過年数41年)
- ③利別小学校(建築年度 S54年、耐用年数34年、経過年数39年)

2 学校運営経費(町費)と普通交付税

学校運営に要する支出額と普通交付税の比較

(単位:千円)

	平成 29 年 度			統 合 した 場 合 (H29 決算ベース)		
	決 算 額	普通交付税	町負担額	決 算 額	普通交付税	町負担額
池田小学校	53,315	25,120	28,195	60,507	32,016	28,491
高島小学校	16,368	12,329	4,039			
利別小学校	30,689	20,085	10,604			
計	100,372	57,534	42,838	60,507	32,016	28,491

注)普通交付税:①国から一定の基準により市町村に配分され、教育関係の基準は学校数、児童生徒数、学級数など
②上記の普通交付税欄の額は、国の基準により算定した理論値